

「安全安心確保工事」受注企業を評価する仕組みの導入について

【概要】

- 大地震や土石流の発生を契機に、以前にもまして、安全安心確保に向けた事業や取組の充実が、住民から求められている一方で、住民の安全安心を下支えする公共土木施設の構造物は、高度成長期に整備した物が多く、材料劣化が進んでいるため、早期に補修しなければならないものが増加している現状である。
- また、異常気象による道路法面の崩壊や河川の決壊も頻発し、住民の生命・財産の確保や生産基盤の保全、道路通行の確保のために、早期な対応が必要な工事も増加している。
- これらの構造物の補修や早期な対応が必要な工事の実施に際しては、受注会社は、専門工事業者への協力要請や迅速な資機材の手配、円滑な交通誘導や厳格な工程管理などを実施することとなり、一般的な工事において必要となる以上の経費や企業努力が必要となる。
- このような工事を率先して実施することは、住民の生命や財産の確保や社会経済活動を下支えする、社会貢献の行為と認めることができる。
- 「安全安心確保工事」を受注した企業を、総合評価落札方式において加点する仕組みを導入する。

【安全安心確保工事】

- トンネル、ダム、橋梁、樋門・樋管、漁港施設、海岸保全施設を補修する工事やその他の工事の内、「後志総合振興局入札参加者指名選考委員会小樽建設管理部部会」で地域の安全安心確保に必要と認めた工事

【総合評価落札方式での加点】

- 技術評価項目の「地域貢献度・その他」の項目に「安全安心確保工事受注実績」を新設する。
- 対象工事を受注した業者は、その工事を受注した翌年度1年間、総合評価落札方式で実施する工事の技術評価点に加点を申請することができることとし、申請は工事を受注するまで可能とする。
- 加点は、0.25点を上限として、他の技術評価項目とのバランスを考慮して決定し、あらかじめ落札者決定基準に明記する。
- 加点は、入札参加者の申請に基づくこととする。
- 加点対象業者が共同企業体を結成した場合の加点等の扱いは、「北海道建設部工事等優秀業者表彰」と同様とする。
- 複数の対象工事を受注した場合は、その受注回数と同数の申請ができることとする。
- 複数の工事に重複して申請が可能

【制度導入】

- 対象工事の告知は、平成26年10月16日入札の公告から
- 総合評価落札方式の加点は、平成27年4月1日以降の公告から
- 入札公告及び入札説明書で、この工事が「安全安心確保工事」であることを告知する。

【適用年月日】

- 変更に伴う対象工事の告知は、平成30年4月1日以降入札の公告から